

【軽減税率対策補助金の手続要件の変更について】

中小企業庁は、今年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、軽減税率に対応するレジの導入等を補助金により支援してきましたが、中小事業者による対応レジの導入を幅広く促進するため、補助金の手続要件を変更します。

変更の内容については下記のとおりです。

（変更前）本年9月30日までに軽減税率対応レジの設置・支払いが完了していること

（変更後）本年9月30日までにレジの導入・改修に関する契約等の手続きが完了していること
なお、補助金の申請はレジの設置・支払い後になるため（事後申請）、12月16日の補助金申請期限までに設置・支払いを完了する必要があります。

詳細、お問い合わせ先につきましては、下記URL（経済産業省ホームページ）をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190828004/20190828004.html>